

# 令和7年度 大石田町特別職報酬等審議会

(第3回)

## 議事録

令和7年10月10日（金）

## 大石田町特別職報酬等審議会

1. 日 時 令和7年10月10日（金）  
18時30分から19時45分まで

2. 場 所 大石田町役場2階 庁議室

3. 出席委員 大石田町区長会連絡協議会会长 小内 信幸  
大石田町商工会会長 庄司 正彦  
社会福祉法人ふたば保育園理事長 高橋 慎一  
みちのく村山農業協同組合大石田地区女性部長 高橋 優子

4. 次 第
1. 開会
  2. 会長挨拶
  3. 議事
    - ①答申書について
    - ②その他
  4. 閉会

【事務局】 皆様お揃いでございますので、只今から第3回大石田町特別職報酬等審議会を開会させていただきます。では最初に小内会長からご挨拶を頂戴します。

【会長】 (あいさつ)

【事務局】 ありがとうございます。では、次第に沿いまして順次進めてさせていただきたいと思います。次第の3番、議事の方にさっそく入らせていただきます。議長につきましては小内会長からよろしくお願ひいたします。

【会長】 では、議事に入ります。まず①の答申について事務局からお願いします。

【事務局】 (答申書案を読み上げる)

【会長】 委員の皆さんどうでしょうか。

【会長】 1点、任期について、途中で選挙があった場合はどうしますか。その文言を追加しないといけないのでないですか。

【事務局】 あと1名議員が欠員となった場合ですね。

【委員】 附則のところに一言付け加えればいいのではないでしようか。うまく文言繋がりませんかね。次の告示という言い方にしましょうか。

【委員一同】 いいのではないでしようか。ただし、次の選挙の告示があった場合、など。

【委員】 9年度という文言はどこかに入れておきたいところです。

【会長】 内容はどうでしょうか。

【委員】 5ページの「このような状況の中で」とあるのですが、2025年春闘での賃上げ率、春闘は果たして報酬等審議会の答申にふさわしいかどうかということが気になります。これと並列に最低賃金という文言があるので、最低賃金は最低賃金法という法律に基づいて決定されますので、それと大衆運動という系列がどうも引っ掛かります。春闘はそれだけ重要だよという意味合いであればいいのかもしれないですが。さらにその下です。職員の給与についても人事院勧告及び山形県人事委員会勧告が8日に出ていますので、並べた方が良いかと思います。どうですかね。

【委員一同】 気になりますよね。イメージが身近でない気がします。我々は身近ですが、住民にとっては(身近ではない)。民間が上がっているので、こちらも上げるということですよね。違う言い方は何かありませんかね。

【委員】 民間が上がっているということが分かればいいですよね。

【委員】 春闘は全国ニュースになるくらいなので、いいですかね。県の人事委員会勧告はどこかに入れてもらえると良いかもしませんね。

【委員】 最初の空欄に数字を入れるんですよね。

【会長】 数字の資料として別紙参考資料があるんですよね。

【事務局】 お見込のとおりです。

【会長】 まずはよろしいですか。気が付いたことがあれば隨時お願いします。では、次の説明をお願いします。

【事務局】 (参考資料の説明)

【会長】 議員報酬を 255,000 円にすると、年額 423 万円程度になりますが、山形県の平均年収から若干少ない程度になります。

【事務局】 議員報酬を 260,000 円にすると 430 万円を超えます。

【委員】 大江町とほぼ等しい金額になりますね。近隣町村の均衡を考えますとこれが適正のような気がしますね。

【事務局】 また、260,000 円だと河北町と同じになります。

【委員】 河北町は人口規模が違いますね。

【委員】 大江町と同様の 255,000 円が妥当かもしれませんね。

【会長】 仮に 255,000 円としますと、今よりも 15,000 円の値上げということですね。

【事務局】 資料記載のとおり、現在の月額で副議長、議長の割返し、要は役職加算のような率で考えますと、副議長が 270,000 円で大江町と同様、ただし、議長については大江町よりも高い約 330,000 円の試算となります。

【委員】 議長は町民の前に出る機会も多いですし、特に忙しく、活動の機会が多いような気がしますので、議員報酬を 255,000 円にして、現在の加算率をかけて、330,000 円が妥当な金額だと考えます。

【事務局】 仮にそうなりますと、議員と副議長が現在よりも 15,000 円の値上げ、議長は 20,000 円の値上げとなります。

【委員】 議長になりたいと切磋琢磨して活動が活性化する可能性もありますね。

【会長】 その場合、村山地方町村会では年収で考えると何番目くらいになるのでしょうか。

【事務局】 上から 3 番目となります。

【会長】 今の話で行くとすれば、議長の報酬については 329,000 円程度となりますが、9,000 円を切り捨てて 320,000 円という金額を設定すると現在の加算率よりも低い数字が出てしまうということですね。そのため、現在の加算率にプラスアルファ分も加えて 330,000 円と。

【委員】 9,000 円であれば、切り上げで丸めたいところです。9,000 円を切り捨てするのは難しいのではないでしょうか。

【会長】 どうでしょうか。よろしいですか。

【委員一同】 (異議なし。)

【会長】 議員の報酬を 255,000 円にすると、県内町村の中ではどのくらいになるのでしょうか。

【事務局】 22 町村中の 10 番目となります。現在の額では 12 番目です。

【委員一同】 人口規模が違うと比較しても意味がないですからね。そうですね。

【委員】 他の町村が値上げする部分も無きにしも非ずということですね。

【会長】 議員報酬が15,000円上がった場合に、議会全体の報酬はどのくらい上がるのでしょうか。

【事務局】 現在は1名欠員ですが、定員10名いたとすれば、年間で2,564,930円上がります。

【会長】 よろしいですか。では、先程議論した答申額とすると改定率はいくらになりますか。

【事務局】 改定率、年間支給総額はこのようになります。(答申書参考)

【委員】 5ページ目の最低賃金が何%上がったという記載がありませんが、6%程度になっているのではないのでしょうか。

【事務局】 8%程度です。

【委員】 答申書に記載してはどうでしょうか。

【事務局】 答申書に追加します。

【委員一同】 平均年収は東京がやはり高いですね。山形県とは比べ物になりません。委員も言っていましたが、年収でいうと山形県の年収が基準ですね。

【委員】 委員のような意見が出たということは、私が思うに会議録を公開すべきだと思うんです。発言者を記載するかは別として、そのような意見もあったということが大事な気がします。会議録を出すことによって、例えば議員が委員になっている非常勤特別職というものがあって、広報委員会とか、都市計画審議会とか、国民健康保険の運営協議会とか本当は日額報酬を貰っているので、会議録くらい出さないと議員活動を行っているとは言えないのではないか。そもそもこれは町長に出す答申書なので、私が言いたいのは町長に議員が非常勤特別職として委員になっているものについては、どのような発言をしたか公表することによって、この議員はこういうところでこういう発言をしたということが分かるようになるのではないかと。ぜひともどこかに付け加えていただきたい。町長にできることですから。多くの自治体では報酬を伴う会議等の議事録は公表されています。その中に議員も含まれているとすれば、なおさら公開すべきです。

【会長】 答申の中で政務活動費について記載のあった箇所があったかと思うのですが、各議員が政務活動費を書類を添えて申請した場合に、議会事務局で精査できるかという問題がこの間の審議会で出たと思います。

【委員】 今回は政務活動費については、出さないとされましたよね。

【会長】 今回は出さないとしても。

【委員】 導入するにあたっては、という意味合いで、含みを持たせている訳です。

【会長】 そうでしたね。

【委員】 意見としては、ということですね。

【委員】 町の大きな事業をここでさまざまと提示されて・・・。

【委員】 政務活動費を貰う人ともらわない人は絶対出てきます。

【委 員】 政務活動費を導入するとなった場合のルール作りも大事です。

【委 員】 9ページに書いてあることですよね。こういう研修所で学ぶものは政務活動費の対象としますよと。これは行った行かないが分かりますし、もちろん行ってきたら、報告の義務がありますし、報告することによって政務活動費を支給しますと。

【会 長】 その場合、事務局はその報告が良いか悪いかを判断はできるのでしょうか。

【委 員】 難しいですよね。

【委 員】 一定の基準はあるはずです。

【委 員】 かなり細かくあると思います。それはそれで今度導入するとなったら考えてはいかかでしょう。

【事務局】 委員からもありましたように、議事録は公開する方向で行かせていただいて、附帯意見で書いた方がよいものがあればおっしゃっていただきたいですし、足りない部分は議事録でもわかるようにしたいところです。

【委 員】 先ほど議員は非常勤特別職になっているものは町長として、議員活動ですからちゃんと公開してほしいということが一点です。もう一つは期末手当に関して、私は違和感があります。職員と同じ4. 6月を貰っているようですが、職員は2. 3月が期末手当で、残りが勤勉手当、所謂仕事っぷり、ちゃんと仕事をした人に手当を支給しますという言い方にも関わらず、議員だけ、期末手当4. 6月と、仕事っぷりを評価する基準がないのに同じということには違和感を感じます。考えてみると、議員報酬は役務の対価のはずですが、全く役務をしていない人に対しても期末手当が支給されます。勤勉手当ではありませんので。法律で期末手当を支給してよいとはされていますが、どうも違和感があります。期末手当は審議会を通さず、町長が決める、提案するだけですね。一般職と同じ4. 6月で良いのかという。

【会 長】 その場合、判断はだれがするのかということです。

【委 員】 そういう意味ではなくて、勤勉手当がないということ。それなのに一般職と同じ月数でいいのかとそういうことです。一般職は成績が悪ければ、4. 6月もらえない。成績関係なく、4. 6月もらえるという仕組みはそれでいいのかと思います。

【事務局】 法律では期末手当を支給することができるとしかされていません。今の動きですと、勤勉手当も特別職に支給すると、そういった情報も聞いたことがあります。

【委 員】 そういう発言があったということだけで構いません。議員にも勤勉手当分を勤勉でなかったとしても支給されているということを分かっていただきたいということです。もう一つ、物価が上がって、民間の給与も上がったら町長、副町長、教育長の報酬もテーブルに乗せても良い気がしますよね。

【事務局】 今のところ、その要望はありません。

【委 員】 議員報酬の審議は4年の任期中一回やるべきだとは思います。定例的にでも。

【事務局】 町長からの諮問に基づいて開催されるべきものですので、必要とあれば開催されるものと思います。

【委 員】 何が言いたいかと言いますと、区長だってなり手不足だと思います。報酬がなり手不足の解消になるのであれば、区長報酬は町長が決めるものですので、町長にはその値上げについて是非伝えていただきたいです。

【事務局】 検討すべき事項として盛り込むことは可能です。

【委員一同】 なり手不足にはそもそも人がいないことが影響しています。報酬が高かろうが、選挙に落選するとただの人になってしまいます。そんなリスクを冒して議員になりますか、ということです。情熱を持った人、町を良くしようという熱意がある人を発掘することが重要です。

【会 長】 では、答申に関してはこのようなところでよろしいでしょうか。次に②のその他ということで事務局からお願ひします。

【事務局】 今の意見を整理しまして、最終版を皆さんにお配りします。確認をしていただいたのち、正式に提出をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、これを持ちまして、第3回大石田町特別職報酬等審議会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。